

令和 5 年 3 月 9 日 市政記者クラブ提供資料

鈴鹿市福祉医療費等助成制度の一部改正について

◆改正内容

子ども医療費助成制度の所得制限を撤廃

◆趣旨

子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診することができるよう、更なる子育て支援の充実を図る

◆施行日

令和 5 年 4 月 1 日（令和 5 年 4 月診療分から）

◆参考

①改正後の新規対象者数

- ・新たに約 2, 0 0 0 人が対象

②県内他市の所得制限撤廃実施状況（子ども医療費）

- ・ 亀山市 制度開始から所得制限なし
- ・ 鳥羽市 平成 22 年 9 月 1 日～
- ・ 四日市市 令和 2 年 9 月 1 日～

③その他

- ・ 一人親家庭等医療費及び障がい者医療費は、引き続き所得制限あり
- ・ 新たに対象となる人は申請が必要となるため、該当者には 11 月上旬に勧奨通知を送付

[問い合わせ先]

福祉医療課 佐藤・白藤 直通電話 059-382-2788